

平成 22 年 4 月 27 日

各 位

曾於市長 池田 孝

市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成 20 年 12 月 16 日付けで通知しました，曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1. 内 容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について，曾於市財務規則（平成 17 年規則 第 37 号）第 75 条の規定による部分払いを認めることとする。

2. 対象工事

- ① 平成 22 年度～平成 23 年度における，曾於市発注の建設工事であること。
- ② 請負契約金額が 100 万円以上 500 万円以下の工事，又は 500 万円を超える工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- ③ 当該工事の出来高が 3 割以上 9 割未満であり，その出来形について検査を受けた工事であること。
- ④ 請負業者は，曾於市に所在地を有すること。

3. 措置期間

この措置は，平成 20 年 12 月 16 日から適用し，平成 22 年 3 月末までとしていたものを平成 24 年 3 月末まで延長する。

ただし，景気変動等の状況により，この期間を変更できるものとする。